



『SC』は シルバー人材センター、 『県シ連』は 鹿児島県シルバー人材センター連合会、 『全シ協』は 全国シルバー人材センター事業協議会
『高齢法』は 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の略です。 ☎ 0996-52-3363

配分金に消費税が入っていることをご存じでしたか！

係るインボイス制度はご存じですか！

日ざしの明るさに春の気配を感じるようになりました。会員をはじめ関係各位にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、住民税申告の真っ最中だと思いますが、今回は税にちなんで配分金と消費税及び制度改正予定の「インボイス制度」について触れてみます。



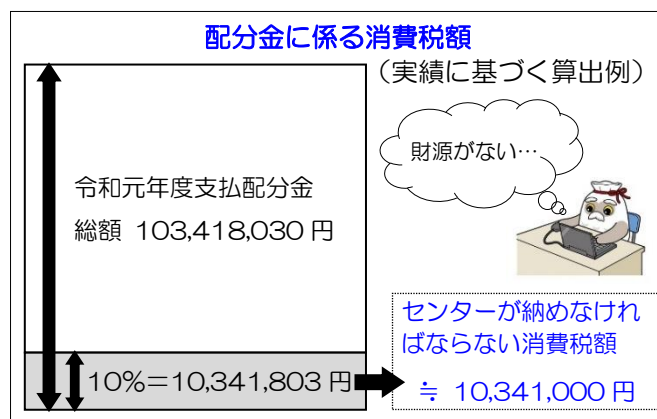
- ◆ 配分金は、請負契約に基づき働いた対価として支払われるお金です。
- ◆ 配分金は、所得税法上では雑所得として扱われます。
- ◆ 配分金には、内税として消費税が入っています。
- ◆ シルバー会員は、いわゆる個人事業主として仕事をしますので消費税納税義務者になります。

しかしながら、消費税を納税する義務が発生するのは標準期間（2年前の1年間）における課税売上額（配分金の総額）が1,000万円以上の事業主ですので、課税売上額が1,000万円未満の事業主は納税義務が免除されます。

もう少し付け加えますと、シルバー会員に対する配分金については、消費税の納税義務のない免税事業者である会員に対しても、消費税を含めて支払われているので、免税事業者としての利益(益税)を享受していることとなります。

ここまでは、一般的な話なのですが、2023年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス方式）」が導入され、消費税の取扱いが変わります。

現在のセンターの消費税額は、配分金が仕入税額控除の対象になるため、令和元年度は148,000円でしたが、インボイス制度が導入されますと、配分金が消費税の仕入税額控除の対象にならないため、センターの消費税の納税額がいきなり増えることとなります。当該納税額は、右図の算出方法により約10,341,000円にもなります。◎◎



このことは、センターの経営に多大な影響を及ぼすこととなります。端的に言いますと、免税事業者である皆さん会員から消費税分を徴収(引き落とし)できませんので、センターの消費税10,341,000円を納めるための財源が無いということです。その財源確保をどうするか、現在、全国のセンターが右往左往している状況です。

この降って湧いたような事件は、全国のセンターの重大な問題になっており、全シ協においては会計・経理検討委員会が設置され対応策が練られているとともに、政府や国会議員連盟に対して制度緩和措置の要望等が進められています。

いずれにしても、経過措置が設けられ関係法律による制度実施が進められている中、全シ協において懸命な対策が講じられていますので、一縷の望みであるSCが適格請求書等保存方式（インボイス方式）の対象から外され、現状の経理と運営の下、安定的な事業運営が可能となることを願っている次第です。

状況に変化がありましたら随時お知らせします。

2月14日(日)予定の「出前入会説明会」はコロナ感染拡大防止のため中止になりました。

1 新会員の紹介！ 会員数が大台の300人を超えましたぁ～♪

会員拡大を図るための目安として、「入会率3%・会員数300人超え」を目指してきましたが、1月の入会者4人で、入会率3.03%で会員数301人になりました。平成26年度の下げ止まりの247人から通算6年間で54人増え、やっと大台に乗ったことになります。小さな一歩ずつの前進でしたが、節目の目標を達成して万歳～という感じです。



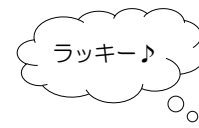
しかしながら、3月末には複数人の退会も予測されますので、今回の300人の大台を踏み台に、今後も会員一人一会員確保運動の推進をお願いします。

	氏名	地域班（公民会）	年齢	性別	入会年月日	紹介会員
1	わたなべ ひさえ 渡 邊 久 江	船木(下船木)	76	女	R3.1.20	—
2	てらむら みちこ 寺 村 美智子	中津川・永野班(新町)	74	女	R3.1.20	黒木洋子(宮之城屋地2班)
3	いわた むつお 岩 田 睦 男	求名班(戸子田)	67	男	R3.1.20	伊藤洋子(湯田・時吉班)
4	くろき ひろこ 黒 木 洋 子	宮之城屋地2班(屋地馬場)	71	女	R3.1.20	小椎八重廣樹(宮之城屋地1班)

2 2月、3月の入会説明会！

2月も3月も **16日(火)**の9:00からです。

2月、3月及び3月31日の入会については、会費の減額や免除など特典がありますので、この絶好の機会の入会をお勧めください。



3 信用信頼を得るため、今一度考えてください！

年末、仕事納めが迫ったところ極めて残念なことがありました。高度の公共性・公益性のある団体としての性格を有するSCの一番大事な信用信頼の失墜につながる行為があったということです。

発注者様（女性）がセンターに作業料金の支払いに来られた際に発覚した訳ですが、次のような話（クレームに近い表現）でした。

- ・ 作業が終わってしばらく休まれた後、就業報告書に時間を書かないで「印鑑をください」と言われ疑問を感じました。いつもこんな感じでされているのかしらと思いました。
 - ・ その場ではおかしいと思いながらも、時間を書いてないことについては問いただせなかった。仕方なく印鑑を押した。他の方も同様だと思います。
 - ・ 請求書をもらいましたが、報告書の就業時間はどのようになっていますか。（就業報告書を確認）
 - ・ 実際の作業時間と就業報告書の時間が違います。
 - ・ いつもこのような形で進めているのですか。そう思わざるを得ないですね。
 - ・ このような形は良くないと思います。見直しをされた方がいいのではないですか。
- ＊ 以上の意見をされ、支払いを済まされて帰られました。

発注者様が帰られた後、事務所内に重たい空気が流れたのは想像できると思います。

関係の会員にはこのことを伝え改善をお願いしました。就業報告書の就業時間の記入については、作業現場の条件の違いで様々なケースがあります。しかしながら、可能な限り基本に忠実に対処してください。

定時総会資料の「就業のお願い」の項目の1番目に、次のことを書いてあります。

1 就業報告書の就業時間は正確に書いてください。

就業報告書には、就業の開始時間、終了時間を正しく記入し、発注者様の確認印をもらってください。

ここで再確認です。

- ① 作業の終了時に発注者様が在宅の場合は、終了報告とともに就業報告書に必ず就業時間を記入してから確認印をもらってください。
 - ② 発注者様が中途不在になるとのことで作業開始前に確認印をもらった場合は、担当職員にその旨報告してください。また、区切り良く切り上げた終了時間で印鑑をいただいた場合も報告してください。
 - ③ 発注者様が終日不在で印鑑をもらえなかった場合も担当職員に報告してください。
- ※ ②③のケースの場合は、発注者様に対して担当職員から作業終了の報告等確認を行います。

作業終わりました。
確認印をください。



4 適正就業ガイドラインについて ! (上)

＊適正就業ガイドラインは、会員に対して周知啓発を図ることとなっているため、2月号、3月号に分けてお知らせします。

◆ 適正就業ガイドラインとは

- (1) 平成28年4月に施行された改正高齢法第39条による業務拡大に向けた労働政策審議会並びに参議院厚生労働委員会の審議で、SCにおける適正就業ガイドラインの作成を求める意見が出たため、国において作成されたものです。
- (2) 請負、派遣別の働き方の違いなど、SCの運営に関わる職員などの皆さんがSCで働く高齢者の適正な就業を確保するために、留意すべきポイントをまとめたものです。

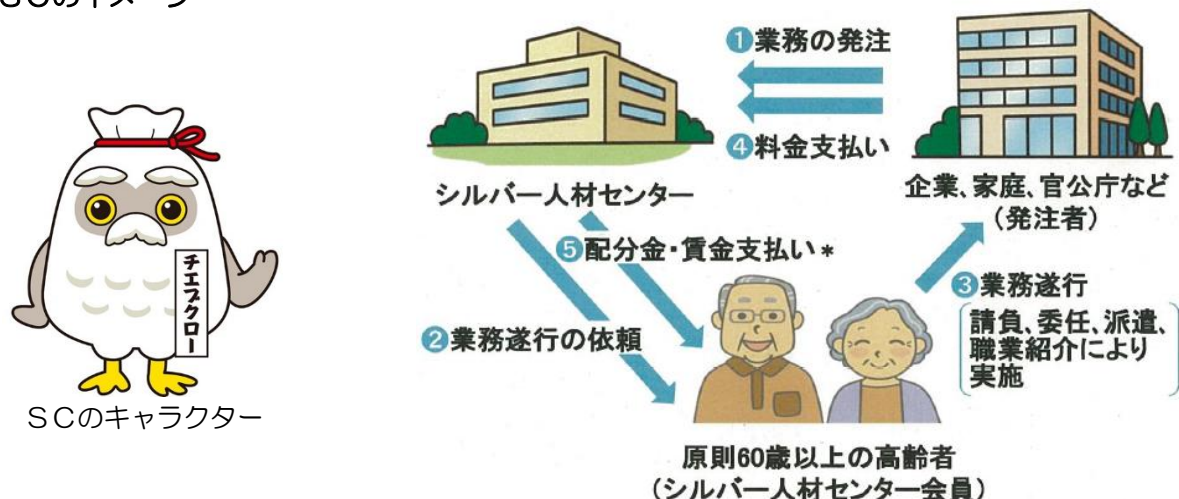
◆ シルバー人材センター(SC)の目的

- (1) 高齢者の生活の充実
 - ＊ 高齢者に働く機会を提供し、**生きがいの充実や健康の維持・増進**を図る。
 - ＊ 高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な**生活の安定**を図る。
- (2) 地域社会への貢献
 - ＊ 高齢者が地域社会の担い手として活躍することを通じて、**地域社会の維持・発展**を図る。
 - ＊ 育児、介護など現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通じて、**現役世代の活躍を推進**する。
 - ＊ サービス業などの人手不足分野で高齢者が働くことを通じて、**企業などの人手不足の解消**を図る。

◆ SCの仕組み

- (1) SCは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、それらを請負、派遣の形態により、臨時的かつ短期的または軽易な就業を希望する会員に、働く場として提供します。
- (2) SCは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が指定しています。

◆ SCのイメージ



◆ SCが提供する業務

- (1) 臨時的かつ短期的または軽易な業務
 - ＊ 会員に提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務です。このため、次の(2)に該当する場合を除き、それ以外の業務を会員に提供することはできません。
 - ＊ 会員に提供する業務の就業は、現役世代の労働者などが1人で行う業務を、複数の会員で時間や日にちで分担して行う（ローテーション就業）が基本となります。
 - ＊ 会員への就業機会の提供は、上記の基本に基づき、特定の会員に集中させずに、公平にできる限り多くの会員に提供します。

◎ 臨時的かつ短期的または軽易な業務（日数、時間の上限）

臨時的・短期的な業務	おおむね月10日程度以内
軽易な業務	おおむね週20時間を超えないことを目安

＊ 上記は、おおむねの目安のため、会員は一時的に上限を超えての就業ができますが、恒常的に上限を超えて就業することはできません。

＜認められる就業例＞スーパーマーケットでの品出しなど、派遣会員が（週の所定労働時間18時間）が特売日やイベントが多い特定の月に、上限（週20時間）を超えて就業する場合

《認められない就業例》庭木の剪定など、請負で働く会員が恒常的に上限（月 10 日）を超えて就業する場合

(2) 就業時間を拡大する特例措置

＊ H28 年 4 月から、都道府県知事が指定した場合に、SC が派遣に限り、会員に週 40 時間を上限とする業務を提供できるようになりました。

鹿児島県は、H29 年 9 月 1 日に 7 業種 15 職種が指定されました。現在、全業種・職種への拡大が検討されています。

＊ 特例措置を活用する場合でも、会員への就業機会の提供は、特定の会員に集中させずに、公平にできる限り多くの会員に提供するようにします。

◎ 就業時間を拡大する特例措置の概要

＊ SC の業務のうち、派遣に限り、週 40 時間までの就業を可能とする。

＊ 要件緩和などにより、民業圧迫などが起こることがないように仕組みを設ける。

— 2 月号(下)では、会員の就業形態と相違点などについてお知らせします。 —

5 派遣会員教育訓練を実施！

1 月 25 日(月)にセンター会議室で、7 名を対象に派遣会員教育訓練を行いました。

これは、労働者派遣法改正法による派遣会社の新たな許可基準に、「派遣労働者のキャリア形成支援制度を有すること」が加えられ、キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施が義務づけられたため実施したものです。

教育訓練の対象者、要件等概要は次のとおりです。

◆県シ連が雇用する全ての派遣労働者 ◆有給(賃金)かつ無償(派遣元事業所の業務研修)で実施 ◆派遣労働者のキャリアアップに資する内容 ◆入職時の教育訓練は必須事項

派遣事業は業務拡大(就業時間の拡大と係る業種・職種の拡大)を進めていますので、多めの就業機会を希望の方は就業コーディネーター木村までご相談ください。



6 草払い？でリフレッシュ！ 最新情報



2 月 5 日(金) ゴルフリゾートさつまで、今年度 2 回目の会員互助会ゴルフ同好会のコンペが行われました。

青空が広がる晴天の下、シングルプレーヤー、ベテラン、草野球ならぬ草ゴルファー、100 切りに必死のゴルファー、刈払い機スイングゴルファーなど 4 組 16 人が和気あいあいと競いました。

壮大で開放的なゴルフ場で 3 密を回避できるため、コロナ感染防止対策のマスクを外し大声(フォア)も出せたことから、自粛のフラストレーションもボールとともに吹き飛ばした一日でした。

昼食をはさんで、プレー時間 6 時間程度を楽しんだ仲間 16 人の親睦交流が、SC の事業運営に良好な効果をもたらすものと思いますし期待しています。年度内 2 回(9 月・2 月)行いますので、参加希望の方はゴルフ同好会にご入会ください。お世話係

職員 外園良幸

《主な成績》

順位	氏 名	OUT	IN	GROS	HDGP	NE
優勝	下牧瀬 秀司	46	38	84	13.2	70.8
2	甲 斐 幸 男	43	40	83	10.8	72.2
3	栗 野 ひとみ	52	41	93	20.4	72.6

NP 5H 栗野 ひとみ、7H 中島 朗、13H 北原 美義、16H 下牧瀬 秀司

DC 1H 知識 宗俊、10H 森田 裕二 DT 9H、18H 外園 良幸

